年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成30年7月3日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 0件

 国民年金関係
 0件

O件

厚生年金保険関係

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700464号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800030号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日 を昭和50年4月30日から昭和50年5月1日に訂正し、昭和50年4月の標準報酬 月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和50年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和50年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 被保険者等の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで

私の夫は、A社B支店に採用され、昭和50年3月に同社に入社し、昭和50年4月末まで同社本社で研修を受け、昭和50年5月1日から同社B支店で勤務していたが、同社本社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和50年4月30日とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月間空白となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の雇用保険記録、A社(本社)から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同社B支店から提出された給与所得に対する源泉徴収簿及び複数の同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に同社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社(本社)及び複数の同僚が、本社での研修は4月末まで行われていた旨回答していることから判断して、昭和50年5月1日を異動日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社(本社)における厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、厚生年金保険料については控除したか否かは不明と回答しているものの、事業主が保管している訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和50年4月30日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和50年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。